

犬山市議会第5号議案

犬山国際交流村の設置及び管理に関する条例の廃止について

犬山国際交流村の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を別紙のように定めるものとする。

令和8年2月25日提出

犬山市長 原 欣 伸

（説 明）

この案を提出するのは、犬山国際交流村の用途を廃止するため必要があるからである。

犬山国際交流村の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

犬山国際交流村の設置及び管理に関する条例（平成 6 年条例第 21 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。